

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

〇〇（以下「甲」という。）と愛知県稲沢市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定で使用する用語の定義は気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 本協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称
〇〇センター
- (2) 所在地
稲沢市〇〇1-1-1

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は次に掲げるとおりとする。

- (1) 開放する曜日
〇曜日～〇曜日
- (2) 開放する時間帯
午前〇時～午後〇時
- (3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数
〇人

（施設の管理と運用）

第6条 乙は、実施期間中において、次の事項のとおり施設を管理及び運用する。

- (1) 熱中症特別警戒情報の発表時は受入可能日時において、供用部分を開放

する。開放に際しては自由に出入り可能とする。

- (2) 冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。設定温度は避難者が快適に過ごせる温度とする。
- (3) 受入可能人数に応じて、休憩できる椅子等を設置する。
- (4) 実施期間中は乙が配布する案内を施設の入り口等に掲示する。
- (5) 甲は乙のホームページ等による情報の公表に協力する。また、甲にあっては情報の公表に努めるものとする。

（免責）

第7条 指定暑熱避難施設を利用した者が対象施設に損害を与えた場合であっても乙は損害賠償の責任を負わない。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第8条 乙は愛知県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときはその旨を速やかに甲に伝達するものとする。

- 2 甲は前項の伝達を受けたときは当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

- 第9条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。
- 2 前条第3項の規定は前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第10条 甲は対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合はあらかじめ乙と協議するものとする。

（指定の解除）

- 第11条 乙は指定の期間中であっても、対象施設が次に該当する場合、クーリングシェルターの指定を解除することができる。
- (1) 指定する施設の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 甲より指定の解除の申出があったとき。
- (3) その他対象施設がクーリングシェルターとしてふさわしくないと乙が認めるとき。

（協定の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は○年○月○日から○年 3 月31日までとする。ただし、当該期間の満了の 2 か月前までに、甲乙いずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第13条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときはその都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所
氏名 ⑨

乙 住所 稲沢市稲府町 1 番地
氏名 稲沢市長 加 藤 錠 司 郎 ⑩